

函館市企業局庁舎照明設備LED化ESCO事業業務に係る公募型プロポーザルに関する質問への回答について

令和7年11月26日

No.	該当資料, ページ等	質問内容	回答
1	実施要領 P3 3 (8)イ	電力使用量の削減量および電気料金の削減金額を検証することができる者がございますが、ご提示いただいております「参考資料 既設照明器具リスト等」に記載されておりますのは、使用電力量(kwh)のみとなっているため、削減額を算出するにあたり、電力料金、燃料調整額、再エネ発電賦課金、電力単価をご教示いただけますでしょうか。 また、削減額の算出方法としては、ご教示いただきました電力単価を元に貴市提示の年間稼働時間及び更新前後の機器消費電力量を乗じて、ベースライン及び更新後の削減量、削減額を試算する形でよろしいでしょうか。	「参考資料 既設照明器具リスト等」を更新いたしました。 また、削減額の算出方法については、お見込みのとおりです。
2	実施要領 P4 5 (1)ア⑧	本事業に支社長名として参加予定の場合であっても、本店からの委任状の提出は必要でしょうか。	不要です。
3	実施要領 P3 5 (1)ア	提出書類 ③, ⑤, ⑥, ⑦について、施工役割構成員が函館市競争入札有資格者名簿に登録された事業者であれば不要とはなりませんでしょうか。	必要です。
4	実施要領 P4 5 (1)エ	参加申込書 (①～⑧) の提出部数を御教示願います。	1 部になります。
5	実施要領 P4 5 (4)	ウォークスルー調査の際に、既設照明設備の取付部材や建材などの確認が必要な場合、企業局の許可を得たうえ、参加者の負担により行うことができます。とありますが、場合によっては現地にて実際に照明器具を外しての調査を検討しておりますがよろしいでしょうか。	照明器具を外して調査可能です。
6	実施要領 P5 6 (2)イ②	企画提案者の名称を消去または黒塗りにすることとありますが、照明採用メーカーの記載は可能でしょうか。	可能です。

No.	該当資料, ページ等	質問内容	回答
7	実施要領 P5 6 (3)ウ	企画提案書等は事業者の経験・スキルに基づくものであり、公開されますと今後事業での競争の公平性に影響がございます。公開する場合は事業者との事前協議を実施頂けますでしょうか。	第三者への開示にあたりましては、事前協議を行い、函館市情報公開条例第7条の規定の該当有無を確認します。
8	実施要領 P6 7 (2)エ	プレゼンテーション時には画像やパワーポイントを使用した説明が可能とございますが、プレゼンテーション資料については、いつまでの提出となりますでしょうか。	プレゼンテーション当日にご持参ください。
9	企画提案仕様書 P3 3 (3)	工事等の作業は原則、閉庁後または閉庁日に行うこととありますが、改修工事計画を策定するにあたり、概ね何時から何時まで施工可能でしょうか。また、詳細調査においても同様となりますでしょうか。	受託候補者決定後、協議いたします。
10	企画提案仕様書 P4 3 (4)イ	500KW未満の自家用電気工作物及び構内の電気設備の施工については電気工事士法を遵守して仕様書のとおり1級電気工事士または認定電気工事従事者が施工しますが、運搬などの軽微な作業もありますので2種電気工事士や無資格者が名簿に入る場合もありますが可能でしょうか。	可能ですので、提出書類に氏名等および作業内容を記載してください。
11	企画提案仕様書 P4 3 (4)シ	対象施設について、石綿含有の事前調査が必要とありますが、レベル1・2相当の石綿含有建材調査は実施済なのでしょうか。	全てのレベルについて調査済みであり、石綿の使用が無いことが判明したため、調査は不要です。
12	企画提案仕様書 P5 3 (8)	LED照明器具管理台帳の作成について、書式については事業者側の任意書式となりますでしょうか。指定フォーマットがございましたら、ご教示お願い致します。	任意書式となります。
13	参考資料	照明リストの中に間引き照明は含まれているでしょうか。受注後の現地調査で間引き照明があった場合は更新対象になるのかご教示ください。間引き照明が更新対象となる場合、更新前後の点灯時間の考え方をご教示ください。	間引き照明はリストに含まれており、更新対象となります。ただし、間引き照明部分のLED球は取付せずに、企業局に引き渡してください。